

LGBTQフレンドリー企業登録の基準

パワハラ防止法に係る講ずべき措置のほか、次の基準のいずれか1項目以上を満たす必要があります

- 社内規定等にLGBTQへの差別やLGBTQへのハラスメントの禁止に関する規定がある
- 従業員がLGBTQに関する悩みを打ち明けられる体制がある
- 従業員向けにLGBTQに関する研修やセミナーを年1回以上実施している
- 同性パートナーへの福利厚生等が認められている
- LGBTQの従業員及び顧客に配慮し、利用しやすい環境の整備やサービスがある
- 春日井市近郊において、LGBTQへの理解を促進するための社会貢献活動を行っている

※労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が義務化されています。性的指向・性自認に関する侮辱的な言動もパワーハラスメントに含まれます。

登録の流れ

① 提出書類の作成



「春日井市 LGBTQ フレンドリー企業登録申請書」、説明資料等を作成します。

② 書類の提出



作成した書類を多様性社会推進課に提出します（直接、郵送、メール）。

③ 登録証の交付



後日、登録証を交付します。

問い合わせ先

詳しくはホームページをご確認ください▶▶▶▶



春日井市市民生活部多様性社会推進課(受付:火～金曜日 8:30～17:15)
〒486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地 レディヤンかすがい
TEL (0568)85-4401 E-mail tayosei@city.kasugai.lg.jp

LGBTQ

フレンドリー企業

登録を募集します！

春日井市



全ての人の人権が尊重され、誰もが多様性を認め合い、自分らしく生きることができ
る社会の実現を目指すため、LGBTQに配慮した取組や支援を行っている企業を
「LGBTQフレンドリー企業」として登録します。

登録いただいた企業には、登録証を交付します。また、企業情報や取組内容を市の
ホームページや情報紙などで広く公開します。

LGBTQとは

レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(両方の性を好きになる人)、トランスジェンダー(からだの性とところの性が異なる人)、クエスチョニング(自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない)の頭文字からなる言葉で、性的マイノリティの総称の一つです。